

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（財政課）

一 趣旨

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等を踏まえ、知事認定獣医師等が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料等の額を定めるとともに、危険物取扱者試験手数料等の額を改定等するための改正

二 内容

(一) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等を踏まえた手数料の新設

(例) 知事認定獣医師等が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料

1 頭分につき 六十円

(二) 手数料の額の改定

(例) 甲種危険物取扱者試験手数料の改定

現行 六千六百元

改正後 七千二百円

(三) 規定の整備

三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、二(二)の一部については令和六年五月一日、二(三)の一部については、公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日